



# Yonago East Weekly

●創立/1968年4月24日 ●事務所/米子市西福原1-1-55 ホテルサンルート米子 Tel (0859) 32 - 5531  
 ●例会日/水曜日12:30~13:30 ●例会場/ホテルサンルート米子市西福原1-1-55 Tel (0859) 33-0911  
 ●会長/井上賢明 ●幹事/岩崎 浩 ●会報/荒川圭三

## 出席報告

会員数79名

## 今週のお祝い

出席100%:15年 岩崎 浩君 36年 上森明郎君  
 本人誕生祝:1日 遠藤智美君 5日 細田耕治君  
 杉本真吾君 6日内田幸男君 14日楠明彦君 15  
 日 丹藤知基君 24日上森英史君

## 会長挨拶

今日は2週間ぶりの例会で、連休の間皆様お元気で家族サービスやら行楽やらスポーツやら夫々楽しく過ごされたものと思います。ロータリーのゴルフコンペも4日に有りまして、特に私の場合はチョコレート大枚をお支払いし楽しく過ごしました。ゴルフ場にも何回か行ったのですが季節も良くなって色んな花が綺麗に咲き、何という名前かなと思いつつ通っていました。

被災地の方でも津波をかぶった水仙に花が咲いていて、生命力と言うのは素晴らしいんだと感じました。震災から2カ月経ちましてまだまだ復興の道のりは先が長いですが、放射能の関係で電力不足が予測されています。エアコンに慣れきっている今、クールビズと言う事で随分エアコンの温度も上げております。ここ数年来更に節電をしないと東北や関東の方だけで無く、日本全国供給力が不足すると言う事で有ります。どんな風に対応して良いか判りませんが、5%10%という話です。蓮-舫何とか大臣が7カ条を作っております。一つづつ協力をして行きたいと思っております。

私の年度も残すところこの例会を含めてあと数回と言う事でありまして、カウントダウンが始まっておりますが、やれやれという感じもしながら、チャレンジ100も最後まで諦めずに頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い致します。

## 幹事報告

1. 6/15(水)休会(定款第6条)
2. 5/25(水)新旧引継ぎクラブ協議会
3. 例会変更のお知らせ  
鳥取RC5/26(木)夜間例会 ビジター受付あり

## 次回プログラム

- 5/18 「放射能人体に与える影響」  
加藤クリニック 院長 加藤 卓 先生
- 25 「未定」  
マザーズ パーム 代表 小原 幸恵 氏



# Let's Join!

## すすんで参加しよう!

## 《 プログラム 》

### 「ロータリーの友」紹介

雑誌委員会 足立博俊リーダー

#### 【横書き】

P1) RI会長メッセージ Show and tell

P6) 未来につなぐ若いロータリアン

息子のようにかわいがられて 松永RC 柳澤尚志

P18) その時...ロータリーはいち早く動いた

明石西RCの西大條会員が救援物資を空輸 須賀川ぼたんRC 高野芳夫

P27) ガバナーのページ

日本人のアイデンティティーを！ 2690地区 小林完治ガバナー(岡山西南RC)

#### 【縦書き】

P2 2590地区大会記念講演要旨

米山記念奨学生と私の夢 中国米山学友会華北分会会長 姫 軍

### 「私の職業」

— 生命保険業界における震災対応の取り組み —

長谷川 渉 会員



生命保険業界における震災対応の取り組みについて、2つのステージで説明致します。

第1のステージが、被災者の生活支援と安心感を提供する事です。現在でも地域によっては未だライフラインが寸断され物資が不足しているなど避難所ごとに格差が生じています。

保険金の支払いについて不安を持っている人、当面の保険料支払いが困難な人もいます。そこで生命保険協会では大地震対策本部役員会を開催し、基本方針として最大限の配慮に基づく対応を行う事を決定致しました。対応として、保険契約上の措置について全ての保険会社が自身による免責条項を適用せずに、災害関係の保険金、給付金の全額支払いの決定。また保険料の支払猶予期間の延長、簡易かつ迅速な保険金・給付金、契約者貸付金についても支払いを決定しています。

第2ステージとして、保険に関する紹介、請求手続きについての取り組みです。

震災で生命保険に関する手掛かりを消失された人、手続きに必要な書類が揃えられない人など多く想定されます。生命保険協会では4月1日から災害地域生保契約紹介制度を発足させました。これは加入していた保険会社が分からず保険金の請求を行う事が困難な場合でも生命保険協会に加入する生命保険会社に対して、契約の有無に関する調査依頼を行う制度です。これにより保険に関する手掛かりを失った人でも加入の契約を特定し、各社が請求の案内を行い速やかな支払いに繋げる事が出来ます。

各社では、警察等により発表された情報をもとに、自社の保有契約との紹介等を実施し、該当者がおられた場合は被災者からの請求を待つことなく、受取人への請求案内を行うなど自ら積極的に保険金の支払いを進めるよう取り組み、更に公表された情報や各社が把握した死亡情報を集約化して共有化するデータベース構築も取り組む事で確実に保険金をお支払いする為の仕組みを充実させる予定です。

今回の震災では、行方不明者が膨大な数に上がっていますが死亡の確定が出来ないままでは保険金をお支払いできません。認定・確定については警察庁や海上保安庁による死亡の認定があげられます。又は民法に基づく危難失踪の1年における宣告などが有ります。これらは身分関係を規定するものなので慎重に対応すべき事ですが、遺族家族の生活保障の為に出来る限り早く保険金を支払う事も重要だと考えています。

この度の震災に遭われた被災地の方、お亡くなりになった方に心からお見舞い申し上げ、ご冥福をお祈り致します。